

令和 6 年度第 1 回小牧市空家等対策協議会

議事録

1 開催日時

令和 7 年 2 月 19 日（水）午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで

2 開催場所

小牧市役所 小牧市役所 東庁舎 大会議室

3 出席委員（名簿順）

岡本 肇	中部大学准教授
小川 雄彦	公益社団法人 愛知県不動産鑑定士協会
平岡 健一	小牧市副市長（市長代理）
大滝 勇男	区長会副会長
高原 元助	公益社団法人 愛知建築士会 春日井支部
田中 秀治	社会福祉法人 小牧市社会福祉協議会

4 欠席委員

銅谷 守	公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会 北尾張支部
------	---------------------------

5 事務局

舟橋 朋昭	都市政策部次長
林 孝政	都市政策部都市計画課主幹（居住推進担当）
林 亮佑	都市政策部都市計画課居住推進係長
渡辺 利樹	都市政策部都市計画課居住推進係 主事
松山 暖流	都市政策部都市計画課居住推進係 主事補

6 会議内容

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 小牧市管理不全空家等及び特定空家等認定基準について
 - (2) 空家等対策計画の中間見直しについて
- 4 その他
 - (1) 次年度の新たな取組について
- 5 閉会

7 傍聴人

1 名

【事務局】

定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しいところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

私都市計画課主幹の林でございます。

よろしくお願いいたします。

はじめに、委員の交代がありますので、ご紹介をさせていただきます。

地域住民の代表として小牧市区長会会長でいらっしゃいます大滝勇男様でございます。

よろしくお願いいたします。

《大滝委員 一礼》

また本日、銅谷委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

なお、本日、空家等実態調査及び空家等対策計画の中間見直しの業務を委託しております株式会社ゼンリン名古屋営業所の職員も同席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次第の2会長挨拶を岡本会長お願いいたします。

【岡本会長】

皆さんおはようございます。

今日はお寒い中お越しいただきありがとうございます。

久々の開催となりましたが、本日は2つの議題が予定されています。

引き続きよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。

続きまして、本日の出席委員数についてご報告を申し上げます。

出席委員は6名でございます。

したがって、小牧市空家等対策協議会条例第六条第2項の規定により、本会議は成立をいたしておりますのでご報告させていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行については、会長に務めていただくこととなっておりますので、以後の進行は岡本会長、よろしくお願いいたします。

【岡本会長】

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

次第3議題（1）小牧市管理不全空家等及び特定空家等認定基準について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議題1 小牧市管理不全空家等及び特定空家等認定基準についてご説明させていただきます。

資料の説明に入ります前に、言葉の定義ではありますが、空家法では、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認めら

れる空家等とされています。

「管理不全空家等」とは、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等とされています。

特定空家等に至る前段階程度の不良度のものを管理不全空家等と、定義をされております。

それでは、配布しましたデータのうち、資料2をお願いします。

はじめに、本議題については、昨年3月26日に当協議会においてご意見をいただき、その意見を反映させたものを本日、案という形でお示しさせていただいております。

パソコンで資料をご覧いただいている方は、電子データにしおりをつけておりますので、しおりを開いていただき、説明1をクリックください。紙資料の方は2ページをお願いします。

1 趣旨の黄色く着色してあります部分をご覧ください。

委員の皆様ご存じのとおり、令和5年12月13日付けで空家法の一部を改正する法律が施行されました。

その法改正により法第13条に、「管理不全空家等の所有者に対し、必要な措置をとるよう指導をすることができる」旨が規定されことから、管理不全空家等を認定するための基準を定めることとし、基準の作成にあたっては、国が示しているガイドライン「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」を参考に作成しておりますので、その旨をこの趣旨に記載しております。

次に、その下段、2 基本的な考え方（対応方針）をご覧ください。

ここでは、本基準に基づき、認定した管理不全空家等及び特定空家等については指導・勧告等を進めていくことを記載しております。

事務のフローについては、次ページに掲載している通りであります。

続きまして、しおりのうち、説明2をクリックください。紙資料の方は4ページをお願いします。

ここでは、管理不全空家等、特定空家等は①保安上危険な空家等と②衛生・生活環境上不適切な空家等にわけて、認定していく旨を記載しております。

続いて、しおりの説明3をクリックください。紙資料の方は5ページをお願いします。

①保安上危険な空家等には、アからウまで3つの基準があり、いずれかの状態に該当する場合に、特定空家等もしくは管理不全空家等に該当する可能性があるかを判断することとなります。

まず、ア建築物の倒壊のおそれがある空家等を認定する基準です。

特定空家等については、これまでと変わらず、評価表で合計100点以上となる空家等であり、今回新たに規定する管理不全空家等については赤枠で囲んである箇所、評価区分でいうと構造の腐朽又は破損の程度で1つでも該当する場合は、管理不全空家等に認定することとしております。

ただし、特定空家等、管理不全空家等ともに周辺に被害が及ぶと想定される場合に限って認定することとしております。周辺に被害が及ぶと想定される場合の詳細については、7ページに基準を掲載しておりますが、その空家等が45度の斜線に緩衝する場合を周辺に被害が及ぶと想定されることとしております。

続きまして、しおりの説明4をクリックください。紙資料の方は6ページをお願いします。

イ部材等の落下又は部材等の飛散のおそれがある空家等の基準です。

a～cに掲げる評価項目のいずれかの状態に該当しており、かつ、倒壊又は落下した場合に、周辺に被害が及ぶと想定される場合に特定空家等または管理不全空家等に認定することとしております。

また、同ページの最下段に、ウ擁壁が老朽化し危険となるおそれがある場合の空家等の認定基準を記載しております。

こちらについては評価項目のいずれかの状態に該当し、かつ、総合的に判断したうえで、周辺に被害が及ぶと想定される場合に認定することとしております。

続いて、しおりの説明5をクリックください。紙資料の方は7ページをお願いします。

ここでは、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある場合の基準を示しております。

昨年3月の協議会において、岡本会長よりいただいたご意見をもとに、黄色に着色した箇所の記載を追記しております。

改正前の基準では、下屋、庇、ベランダ等が落下してきた部材に耐えられることが前提となっており、「落下に耐えられる」という記載がありませんでした。

しかし、特定空家等や管理不全空家等の場合、下屋、庇、ベランダ等も腐朽や破損している可能性があることから、落下に耐えられる場合という条件を新たに記載しました。

続いて、しおりの説明6をクリックください。紙資料の方は9ページをお願いします。②衛生・生活環境上不適切な空家等に関する認定基準です。ア～エの評価項目のいずれかの状態に該当する場合、かつ、総合的に判断し、周辺に被害が及ぶと想定される場合に認定することとしております。

それ以降ページは、調査の際に、調査員が使用するシートを掲載しております。

今後のスケジュールとしましては、本協議会でご審議いただいたのち、今年度中に本基準を定め、公表していきたいと考えております。

説明は以上です。

【岡本会長】

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが質問等ございませんか。

私の方から1点意見ですが、認定の流れについて、特定空家等になる場合、管理不全空家等になる場合、さらには様々な条件において、「いずれにも」や「いずれか」が混在している状況です。認定基準については、これで問題ないと思うが、認定に流れの体系図、フロー図があるとよりわかりやすくなるのではないかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

会長よりいただきましたご意見を反映できるよう検討します。

【岡本会長】

他に質問意見等いかがでしょうか。

【小川委員】

確認ですが今、会長の方からご指摘いただいたところのページの管理不全空き家に管理不全に該当するものは、（ア）の（1）にいずれにも該当する場合だと思います。管理不全の場合はこの赤の点線の枠内の一つの項目でも人に危険を及ぼすことと、赤い点線枠内の項目一つにでも該当するという事でよろしかったでしょうか。それはどこに書いてありますでしょうか。

【事務局】

今小川委員のご理解のとおりであります。記載場所としましては、資料の、今5ページで黄色く着色してある部分で、「構造の普及または破損の評価、評定区分において該当項目があるもの」と表現をさせていただいております。

わかりやすい表現ができるか検討します。

【岡本会長】

他にご質問ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですかね。意見のあった部分については対応をお願いします。

〈その他 意見なし〉

それでは、次に進めたいと思います。

議題（２）「空家等対策計画の中間見直しについて」については、資料３と資料４の２つの資料がありますが、まず、資料３ 空家等実態調査の進捗状況の説明をいただき、質疑を挟んだのち、改めて資料４ 空家等対策計画の中間見直しの説明をお願いしたいと思います。

それでは、はじめに資料３ 空家等実態調査の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、電子データの方の資料の３をお願いします。紙資料の方は、右上に資料３という四角で囲まれた方の資料をお願いいたします。

今年度ですけれども、空き家等対策計画の中間見直しの基礎データとなる空き家等実態調査を実施しておりますのでその進捗状況をご説明させていただきます。

１ページ左側をご覧ください。

対象とする空家等についてです。本調査は、令和２年度の調査と同様に、小牧市全域を対象とし、一戸建て住宅、長屋、共同住宅及び店舗併用住宅の空家等を対象とし、長屋及び共同住宅については、全室居住者がみられない場合のみ本調査の対象としています。

次に空家等の種類についてです。

大きくわけて、Ａ～Ｄが空家等の種類となり、この種類に応じて、今後対策等を考えていくこととなります。

次にページ右側をご覧ください。２．現在の実態調査の進捗状況についてです。

事前準備、現地調査１、現地調査２、所有者意向調査を経て、現在空家等の棟数は９０９棟となっており、令和２年度の調査と比較すると１２９棟増加しております。ただし、所有者意向調査を１月７日までの期間で実施しておりましたが、現在においても遅れて回答がある状況です。

その意向調査をできる限り反映していき、年度末に最終の確定値としたいことから、現在は中間値としております。

次に、２ページ左側をご覧ください。空家等の内訳です。

はじめに空家等と法定外空家等の棟数を記載しております。

次の表は、地区別の空家等の棟数を記載しております。

篠岡地区、北里地区で約３０棟増加しており、増加率として他の地域より高くなっております。

また、参考数値ではありますが、前回Ｒ２年度調査時の空家等数から固定資産税情報等によりフォローアップをしてきた数値でＲ５年度末の空家等の棟数も掲載しております。

次に市街化区域、市街化調整区域別の空家等の棟数です。

前回調査時と割合は変わらず約７割が市街化区域、３割が市街化調整区域となっております。

次に居住誘導区域内外の空家等の棟数です。

約７割が区域内、３割が区域外となっております。

ページ右側をご覧ください。

空家等の不良度についてです。前回の令和２年度の調査時と同様に、空家等の不良度をＡランクからＤランクの４つに分類しました。

門や塀、擁壁の敷地調査に加え、屋根材、外壁材、建物の傾きなどの建物調査を外観目視で実施し、現状のまま利用ができるかどうかを判断し、ランク付けを行いました。

その結果としては、Aランクが 539 棟、Bランクが 246 棟、C ランクが 22 棟、D ランクが 7 棟という結果でありました。また、A、B ランクのうち、外観目視で確認できなかった項目のあるものを判定不可としており、その数は 95 棟でありました。

前回調査からは、A ランクの空家等が 131 棟増加し、そのほかは減少した結果となりました。次に 3 ページをお願いします。

先の議題でお示ししました管理不全空家等及び特定空家等の認定基準案に基づく空家等の棟数となります。

はじめに保安上危険な空家等ではありますが、不良度判定Dランクを特定空家等の候補とし、棟数は7棟となります。続いて、不良度判定ランクCランクとBランクのうち、屋根材、外壁材、建物に傾き、基礎・土台等に破損があるものを管理不全空家等の候補し、こちらは24棟となりました。

次に衛生・生活環境上不適切な空家等です。

こちらは主に管理がなされず、立木の繁茂が影響し、周辺環境に影響を及ぼしている可能性がある空家等が多くみられ、棟数は13棟です。

なお、保安上危険な空家等と衛生・生活環境上不適切な空家等の両方に該当する空家等は1棟ありました。

次に目標値です。こちらは、空家等対策計画に記載する指標であります。

空家等の棟数の指標は、2年後の計画期間の中間年度である令和8年度の推計値は948棟ありますが、現在909棟と結果となっております。

本計画では、令和13年度に882棟とすることを目標としておりますが、今回の調査結果では目標値の空家等の棟数を超えている状況です。

続いて、管理不全空家等の棟数です。計画では不良度判定ランクのCランク・Dランクの合計の棟数としております。中間年度8年度の推計値は54棟であり、現在は29棟であります。

令和13年度の目標値は20棟であり、こちらも目標値を超える結果となっております。

なお、この指標名であります。令和3年度の計画策定時に管理がなされていない空家等のことを管理不全空家等という名称で小牧市が独自でつけたものとなっております。その後、令和5年の法改正で同名称の管理不全空家等が法に位置付けられ、偶然、同じ名称となってしまっており、計画の管理不全空家等と法の管理不全空家等とで定義は異なるものの同じ文言となっている状況です。

大変わかりにくい状況でありますので、来年度の空家等対策計画の中間見直しにおいて、計画の管理不全空家等については名称を変更していくことを考えております。

次に3ページ右側をご覧ください。

参考として、利活用判定の結果も記載しております。比較的利活用しやすいAランクの空家等が増加している状況です。

資料3、空家等実態調査の進捗状況についての説明は以上です。

【岡本会長】

ありがとうございました。事務局より説明がありましたが質問等ございませんか。

【平岡委員】

表の中のあることを、R5の数字は、算出の仕方が違い、棟数がかかなり減少していると認識していますが。その辺りの説明はどこかに記載されていますでしょうか。

【事務局】

R5の空家等の棟数の算出の説明について、資料には記載しておりません。

R5の数値につきましては、R2年度780棟というのがありますが、R3年度以降毎年数値のファローアップをしております。

そのファローアップの方法としましては、市民等から空き家の相談等をいただいた際に、新たに把握した空家等はデータに追加する一方で、現地調査や所有者への使用確認、毎年度末に行っている固定資産税課税情報や登記情報の確認により、除却や売却されていた空家等を除外していく形で空家等のデータを更新しております。

その結果、R5年度末には590棟まで減っているという状況であります。

しかしながら、毎年市内全域の実態調査をしているわけではございませんので、我々が把握しきれない新たな空き家が発生をしており、今回の調査で909棟と大きく増えている状況です。

以上です。

【平岡委員】

この資料は公表されているのですか。今の説明を何らかの形で補足しておいた方がいいと思います。

【事務局】

この資料は今回の会議資料ということで、既に市のホームページ上で公表しております。

今後、会議録を公開する際に、今の説明を資料に追記するなどしていきたいと思っております。

【平岡委員】

もう1点質問ですが、空き家の棟数のうち、地区別で北里地区が24%とかなり増えています。その理由はわかりますでしょうか。

【事務局】

はい。

町丁目単位で空家等の棟数の増減を把握しております。

北里地区を町丁目別に見てみると藤島町や藤島団地、また、小木のあたりが増加傾向にあります。

増えた原因や理由については、今後所有者意向調査の分析等で把握に努めてまいります。以上です。

【小川委員】

2ページ3ページにある不良度ランクの棟数ですが、Dランクの空家等の棟数が結果的に4年の間に減ったということは、除却なり売却なり、何らかの対応をされて減ったという理解でよろしいでしょうか。具体的な対応があったから減っているということではよろしいですか。

【事務局】

今、ご意見でいただいた通り、Dランクというのは、老朽・危険な状態が進んでいる空家等でありますので、我々としても優先度を高く、所有者の方に対応の働きかけをしております。その結果、R2年度の調査では9棟だったものは直近のR5年度末には3棟まで減少してきております。その後、今年度に入り1棟除却されましたので2棟まで減少してきたことを把握しております。

ただ今回、改めて調査するとまたそこから5棟の増加があり、結果7棟という状況です。

【小川委員】

そういう意味では、所有者の方が具体的に対応されてDランクの危険な空家等は減少している。しかし、新たにその他のランクからDランクに入ったものや新たにDランクの空家等が発見されて7棟となり、結果、R2年度の調査と比較するとマイナス2となったということでしょうか。

【事務局】

詳細の分析はこれから進めてまいります、やはり経年で劣化はしていきますので、前回の調査から不良度ランクが悪くなった空家等もあり、新たに見つかったものもあると思われます。

【小川委員】

もう一点質問ですが、2ページ目の市街化区域と調整区域の棟数と居住誘導区域内外の棟数の表がありますが、最後の増加数っていうのは前回調査時との比較であります、R2、R5、R6に記載するパーセンテージは、それぞれのシェア、割合になっています。

パーセンテージの提示の意味合いがそれぞれ違っています。特にシェアの割合は、あまり意味がないものと感じます。市街化区域の建物数が市街化調整区域に比べ母数が、多いわけです。

そもそも母数の違うところで比較するのであれば、母数についても比較する必要があると思います。

【事務局】

はい。

現在は、まだ把握ができていませんが、委員が言われるとおり、それぞれの区域における空家率が大切になってくると考えております。そのあたりも把握したうえで、来年度の中間見直しを進めていきたいと思っております。

【小川委員】

市街化区域、市街化調整区域などにある空家等の棟数、空家率によって対策が異なってくると思われますので、よろしくお願いします。

【事務局】

はい。

市街化区域の方が利活用も当然しやすいですし、流通もしやすくなることもあり、講じていく対策の内容が変わってくると思います。対策については、今回の実態調査をしっかりと分析して今後検討して参ります。

【田中委員】

2点お聞きします。

2ページの空き家の種類の長屋で一部空き住戸の住戸数の記載があります。多くの空き住戸があると感じました。

長屋には、かなり高齢者の方がお住まいになられていると思われます。そこで、高齢者等が所有する空き住戸に対してはどのように働きかけをしていくのか。現状では、どんな感じアプ

ローチをしているのか少しお聞きしたいのが1点です。あともう一点、3ページで、他の委員の方からもお話ありましたが不良度判定でC・Dランクが減っている。その効果については、この計画の中で進めてきた施策という部分が、しっかりと機能しているのかどうか、事務局としての評価を少しお聞きしたいと思います。

【事務局】

はじめに、長屋の一部の空き住戸というところですが、こちら法定外空き家ということでは、法律上の空家等には位置付けがなされていません。そのため、小牧市では条例を設置し、これらの法定外空家等についても対応してきました

これまでも、空き住戸で管理が行き届いておらず近隣住民から相談を受けたケースがあり、条例に基づいて所有されている方に対して、改善を求めていく対応をしております。具体的には空き家等ガイドブックを送付し、それぞれのケースで必要な相談先を紹介するなどを進めてきました。

次に、これまでの対策計画に基づく施策の評価でございます。

詳しい分析につきましては、今回の調査結果も踏まえてこれから見直しに向けて進めていきますが、除却工事の補助金などの制度を設けておりますので、補助金もご活用いただくことで、C・Dランクの減少が進んでいると思っております。

【田中委員】

ありがとうございます。わかりました。

【岡本会長】

他、いかがでしょうか。

他にないようでしたら、次に進みます。よろしいですか。

いくつかご指摘あったと思いますので、事務局で対応をよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、引き続き、資料4 空家等対策計画の中間見直しについて説明をお願いします。

資料4 空家等対策計画の中間見直しをお開きください。紙資料の方は、右上に資料4と記載された資料をお願いします。

1. 概要をご覧ください。

今回の中間見直しの中心となる視点3点を四角の枠内に記載しております。

1 点目がデータの時点修正です。今回の実態調査の結果などデータの時点修正を行います。

2 点目が空家法第13条の管理不全空家等に関する規定に則した計画とする点です。3 点目が実態調査の結果による課題の分析及び各施策の展開方向及び取組の見直しの点です。この3点を中心に来年度、計画の中間見直しを進めていきます。

次に、2. 今後のスケジュールです。

当初、来年度末までに中間見直しを行うスケジュールでしたが、早期に、見直し後の計画に基づく取組を開始するため、スケジュールを前倒ししております。

現在の予定スケジュールは、7月から9月にかけてパブリックコメントを行い、10月中旬に公表していくこととしております。

以上が説明となります。

【岡本会長】

ありがとうございました。事務局より説明がありましたが質問等ございませんか。

それでは、次第4 その他に入ります。次年度の新たな取組について 事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、次年度の新たな取組についてご説明させていただきます。配布しましたデータのうち、資料5をお開きください。紙資料の方は表紙に住まいのエンディングノートと書かれたものをお願いします。

こちらの2ページをご覧ください。

こちらは、国土交通省、日本司法書士会連合会、全国空き家対策推進協議会が今年度に入り公表をしたものです。

2ページの中ほどに記載がありますが、元気なうちから住まいの将来について家族で話し合ってもらい、空き家の発生抑制につなげようと作成されたツールであります。

先に説明した空家等実態調査の結果においても、空き家の数は増加し続けております。また、人口減少や高齢化の進行により、今後も空き家は増加していくことが推測されています。

そこで、空き家の発生抑制のツールのひとつとして、この住まいのエンディングノートを活用していきたいと考えております。

資料の3ページの目次をご覧くださいとわかりますが、このエンディングノートは、第1部でご自身のこと、ご自身の住まい・財産を記載することができ、第2部では住まいの将来を考える際に知っておくべき情報として、売る、貸す、所有し続ける際の注意などの情報からはじまり、相続などの情報を掲載しております。

今住むご自宅などを、将来、空き家にしないために必要な情報を掲載することで空き家にならないよう働きかける内容となっております。

また、最後のページに小牧市版の相談先を掲載し、より実用性の高いエンディングノートとしております。

住まいのエンディングノートの説明は以上となりますが、もう1点、資料はございませんがご報告させていただきます。

現在、実施している空き家等除却工事費補助金であります。補助の対象を、老朽空き家と危険空き家の木造住宅に限定しておりましたが、来年度からは、老朽空き家において非木造の住宅も対象に加えた補助制度へ拡充し補助事業を進めてまいりますので、ご報告いたします。

次年度の新たな取組の説明は以上です。

【岡本会長】

ありがとうございました。

今の件で何かご質問ご意見等がございますでしょうか。

【高原委員】

建築課で実施する事業の無料耐震診断を私ら建築士会でやらせていただいております。診断を受けた方で、除却する方に対し、最高20万円補助金が出ていると認識しています。

私がある知人に建物をなぜ壊さないのとかという話を聞いたときに、過去、相続がなされていないことが原因だと聞きました。今となっては相続人が数十名になっているというのです。

そのような相続問題で空家等の除却が進まないケースもあるのではないかと思います。

他には、税金問題もよく聞きます。更地にすることで固定資産税の課税額が高くなってしまうため、除却が進まないケースもあると思います。

この2点について市はどのようなお考えでしょうか。

【事務局】

まず、相続の問題についてです。私たちも日頃から空き家の対応をお願いする際にはまず所有者調査をした上で対応を進めています。今委員がおっしゃられるように相続がまとまらない、登記簿を見てもお亡くなりになられた方のままの状態で、相続調査をすると相続人がたくさんいる状態の空き家というのは中にはあります。

そのような相続がなされていない空家等の対応している時に相続人が言われるのが、他の相続人がどこにいるかもわからない。会ったこともないと言われます。その方と大分離れた関係で、なかなか相続の協議も進まないケースはある状況です。そういった時には、必要に応じて司法書士協会の総合相談窓口をご紹介するなどして、まずは相続手続きをお願いする対応をしているような状況です。

それから除却された後の税金ということで、固定資産税の住宅用地特例が解除され、土地の固定資産税、都市計画税が高くなっていくということがありますので、それにより除却が進まないということだと思います。

そういったところで除却が進まない原因となっている状況も把握し、来年度進める対策計画の中間見直しで支援制度等の解決策についても検討して参りたいと思っております。

【岡本会長】

ありがとうございました。

よろしいですか。

ほかご質問いかがでしょうか。

私から1点ですが、先ほどのエンディングノートって、これはどれぐらいの行政で使われているのかわかれば教えてください。

【事務局】

今年度に入り、国から、住まいのエンディングノートを各自治体で活用してくださいとお知らせがありました。

しかしながら、国から活用している自治体の情報までは知らされていないため、活用している自治体の数の把握はできておりません。

住まいのエンディングノートを導入したいと考えた経緯ではありますが、本市としては、令和6年3月議会において、先進自治体で生前のうちから住まいなどの情報をまとめるツールを活用し、相続をスムーズに進めることで、除却や売却につながり、結果空き家対策につながっている事例の紹介があり、本市においてもそのツールの導入をしてはどうかというご提案をいただいております。

本市としましては、そのご提案をきっかけに、導入に向け、検討に入った際、ちょうど国から住まいのエンディングノートを示されたことから、これを活用していくこととしたものであります。

具体的な利活用方法については、高齢者の方が集まる寿学園ですとか、そういった会議やイベントなどで配布し、情報提供してまいりたいと思います。また、行政が地域に出向いて行う出前講座という制度がありますが、空き家対策についても地域からご要望いただくと出向いて説明をしているところです。このような高齢者や市民等が集まる機会を通じて周知活動を進めてまいります。

また空き家ガイドブックも作成していることから、そちらについても併せて配布することで、発生抑制はもちろんのこと、既に空き家を所有している市民に対しても啓発活動を進めてまいります。

【岡本会長】

ありがとうございます。

他にご質問等いかがでしょうか。

よろしいですかね。

これで本日予定していた日程はすべて終了しましたが、事務局、その他、何かありますか

【事務局】

本日の会議録ではありますが、事務局で作成次第、委員の皆さまに送付させていただきますのでご確認をよろしくお願いいたします。その後、市のホームページ等にて公開させていただきます。以上でございます。

【岡本会長】

それでは令和6年度第1回小牧市空家等対策協議会を閉会いたします。